

## 宇陀市監査委員告示第2号

令和3年度財政援助団体監査等の監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月28日

宇陀市監査委員 籠谷 順司

宇陀市監査委員 上田 徳

### 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

### 2 監査の対象

- (1) 援助団体 東榛原まちづくり協議会
- (2) 対象年度 令和元年度及び令和2年度
- (3) 所管部署 市長公室地域振興課

### 3 監査の期間

令和4年1月18日から令和4年3月24日

### 4 監査の方法

令和元年度及び令和2年度における財政援助団体の出納その他の事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査の実施にあたっては、監査対象団体及び監査対象部署に提出を求めた関係書類の調査とともに、関係者に対する質問を行うなどにより実施した。

## 5 事業の内容

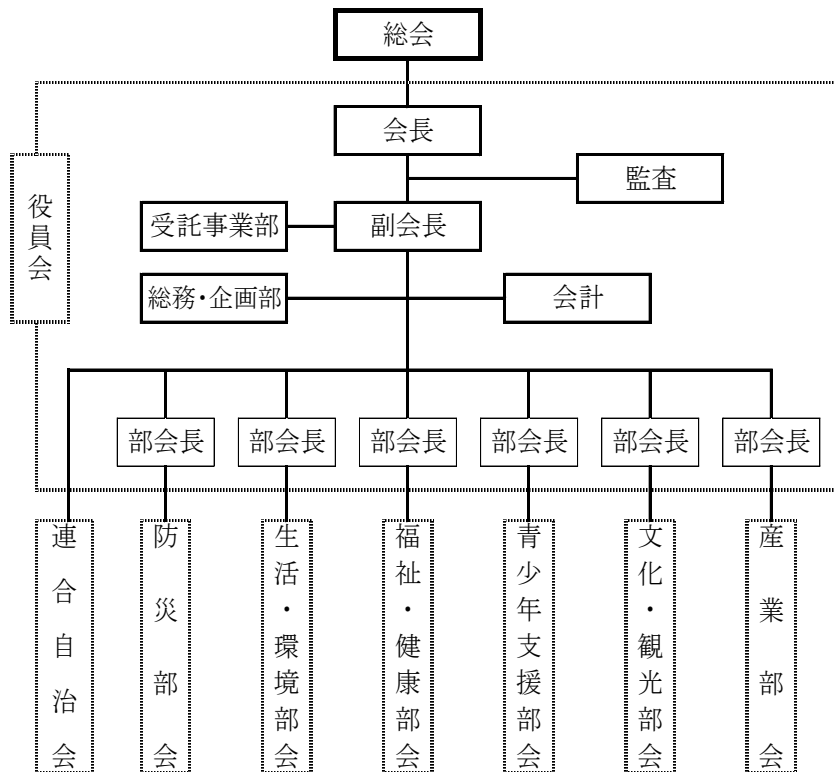
### (1) 東榛原まちづくり協議会の概要

名 称	東榛原まちづくり協議会
設 立 年 月 日	平成25年4月28日
設 立 目 的	東榛原地区住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。
協 議 会 の 区 域	東榛原地区（17地区）
協 議 会 の 事 務 所	宇陀市榛原天満台西4丁目19の10
役 員 構 成	(1)会長（1名） (6)総務・企画部付（若干名） (2)副会長（5名以内） (7)部会長（10名以内） (3)会計（1名） (8)理事（若干名） (4)受託事業部長（1名） (9)監査（2名） (5)総務・企画部長（1名）

### (2) 東榛原まちづくり協議会の組織

設立目的を達成するため、東榛原まちづくり協議会の部会及び組織は次のとおりである。

東榛原まちづくり協議会組織図



(3) 主な事業

平成25年4月28日に設立した東榛原まちづくり協議会は、設立目的を達成するために、6つの部会を設置して地域で持つ様々な課題を解決するとともに、地域に埋もれた観光資源を地域内外に周知することを目的に、様々な事業を通じて、地域住民の交流や親睦を図っている。

部会名	担当事業等
防 災 部 会	○防災、防犯等に関する事業
生活・環境部会	○環境美化、環境保全等に関する事業
福祉・健康部会	○福祉、健康づくり等に関する事業
青少年支援部会	○青少年育成支援に関する事業
文化・観光部会	○歴史、文化等に関する事業 ○観光を活かした、まちづくりに関する事業
産 業 部 会	○産業振興等に関する事業

ア 令和元年度の主な事業

部会名	事業名等
全 体 事 業	東榛原夏まつり（8月3日）
防 災 部 会	宇陀市防災訓練「シェイクアウト訓練」及び東榛原まちづくり協議会防災訓練（5月26日）
生活・環境部会	室生ダム湖周辺クリーンウオーク（悪天候中止）
福祉・健康部会	ワンコインライフサポート事業、認知症勉強会（12月1日）
青少年支援部会	濡れ地蔵・桜まつり（4月7日）、こどものつどい「クリスマス会」（12月14日）
文化・観光部会	東榛原歴史探訪会「歩こう会」（11月9日）、地元の歴史学習会（コロナ禍により中止）
産 業 部 会	農産物販売会（悪天候中止）

イ 令和2年度の主な事業

部会名	事業名等
全 体 事 業	東榛原夏まつり（コロナ禍により中止）
防 災 部 会	防災訓練（コロナ禍により中止）、宇陀市防災モデル地区事業の推進
生活・環境部会	室生ダム湖周辺清掃活動（10月25日）
福祉・健康部会	ワンコインライフサポート冊子の東榛原地区全戸配布、認知症勉強会（コロナ禍により中止）
青少年支援部会	濡れ地蔵・桜まつり（コロナ禍により中止）

	こどもとおとなも遊ぼう会（コロナ禍により中止）
文化・観光部会	地元の歴史探訪会「歩こう会」（コロナ禍により中止）、地元の歴史学習会（コロナ禍により中止）、世代間交流視察勉強会（コロナ禍により中止）
産業部会	地元農産物即売会（コロナ禍により中止）

(4) 補助金の交付状況

東榛原まちづくり協議会へ交付された宇陀市いきいき地域づくり補助金は次のとおりである。

なお、令和2年度事業に係る宇陀市いきいき地域づくり補助金【活動支援分】については、コロナ禍による事業の中止により申請していない。

補助金の名称	補助金の交付額	
	令和元年度	令和2年度
いきいき地域づくり補助金【基本分】	1,746,000円	1,746,000円
いきいき地域づくり補助金【活動支援分】	400,000円	—

6 監査の結果

財政援助団体に係る出納その他の事務について監査した結果、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、監査における個別の意見は次のとおりである。

(1) 財政援助団体に関する事項

事業活動は、自治会やPTA、関係団体はじめ住民一人ひとりの支援や協力によって成り立っており、その事業活動を行うための資金は、補助金や委託金、協賛金等となっている。

団体の特性を発揮し、住民ニーズに応じた事業活動に今後とも積極的に取り組むとともに、きめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。

また、宇陀市公園課が発注する施設管理業務の一部を東榛原まちづくり協議会が受託しているが、受託事業に係る会計は受託事業部において管理されていた。令和2年4月の定期総会において、規約の改正を行い受託事業部の会計担当を一般会計の会計担当に一本化している。しかし、一般会計と受託事業会計を分ける根拠が示されていない。

会計処理について、検討されたい。

(2) 所管課に関する事項

まちづくり協議会の活動を支援するため、各地域に地域支援員を配置し、地域の実情に応じたまちづくり協議会の支援を行っている。

まちづくり協議会の活動は、地域住民が主体的に行うべきではあるが、地域支援員等を通じて、活動の支援を行政が行う必要がある。今後ともまちづくり協議会との連携を密にして、積極的な支援に努め、所期の目的を達成するための指導や助言を適切に行われたい。